

産業技術連携推進会議運営規程

59工技総第5281号
昭和59年10月11日
(昭和63年4月1日)
一部改正
(昭和63年7月1日)
一部改正
(平成3年12月1日)
一部改正
(平成5年4月1日)
一部改正
(平成7年1月12日)
一部改正
(平成11年8月12日)
一部改正
(平成13年1月6日)
一部改正

産業技術連携推進会議運営規程を次のように定める。

(目的)

第1条 産業技術連携推進会議(以下、「産技連」という。)は、地方公設試験研究機関(以下、「公設試」という。)相互及び公設試と国立試験研究機関(以下、「国研」という。)との協力体制を強化し、これらの機関の総合能力を最高度に発揮させ、機関相互の試験研究を効果的に推進し、もって、産業技術の向上を図ることにより、我が国の産業の発展に貢献することを目的とする。

(活動)

第2条 産技連は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 一 地域における技術関連情報の相互提供
- 二 研究進捗状況、研究成果及び企業化事例の発表及び討論
- 三 公設試及び国研の業務運営に関する共通の課題の検討
- 四 公設試及び国研並びに地域の研究開発戦略の検討
- 五 公設試及び国研並びに産技連の活動状況及び活動成果の对外情報発信
- 六 その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(組 織)

第 3 条 産技連に、総会、技術部門別の連合部会、地域産業技術連携推進会議（以下、「地域産技連」という。）及び企画調整委員会を置く。

また、総会の下部組織として部会を置くことができる。

(議 長)

第 4 条 産技連の議長は、経済産業省産業技術環境局長とする。

2. 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員がその職務を代理する。

(議 員)

第 5 条 議員は、経済産業省関係組織、関係公設試、地方自治体及び関係特別認可法人の長をもって充てる。

(議員入退会手続き)

第 6 条 議員として入会しようとする機関は、議長に入会申込書を提出し、入会の確認を得るものとする。退会しようとする機関は、あらかじめ、議長に退会届出書を提出するものとする。

2. 議長は、少なくとも 3 年に 1 回、議員に対し議員の地位継続の意志の有無を確認するものとする。

(総 会)

第 7 条 総会は、毎年 1 回開催することを原則とし、産技連の議長が招集する。ただし、必要があれば産技連の議長は随時招集することができる。

なお、総会は、必要に応じ書面による開催とすることができる。

2. 総会の構成員は、産技連の議員とする。

なお、総会は、議員の属する機関の職員及び外部関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

3. 総会の議長は、出席した議員の互選によって定める。

4. 総会の議長は、総会を主宰する。

5. 総会においては、次の事項について審議、討論又は発表する。

- 一 試験研究の相互協力及び技術指導の強化に関する事項
- 二 連合部会及び地域産技連から提案された事項
- 三 産技連参加機関の喫緊の課題に関する事項
- 四 産技連参加機関の研究進捗状況、研究成果及び企業化事例に関する事項
- 五 産技連の運営に関する重要事項
- 六 その他、産業技術の向上に必要な事項

6. 総会の議事は、出席した議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

7. 総会の事務局は、経済産業省産業技術環境局技術振興課、同経済産業政策局地域技術課及び中小企業庁経営支援部技術課に置く。

(連合部会)

第 8 条 産技連に、産業技術に関する技術部門別の研究事項について審議、討論又は発表するため、次の連合部会を置く。

- 一 機械・金属連合部会
- 二 物質工学連合部会
- 三 窯業連合部会
- 四 資源・エネルギー・環境連合部会
- 五 生命工学連合部会
- 六 情報・電子連合部会
- 七 繊維連合部会

2 . 連合部会の構成員は、議員のうち、連合部会構成員登録を希望する者とし、連合部会構成員登録は、連合部会長に構成員登録希望書を提出することによって行う。連合部会構成員登録の解除を希望する者は、連合部会長に構成員登録解除希望書を提出することによって行う。

なお、連合部会は、当該構成員の属する機関及び他の議員の属する機関の職員、並びに外部関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

3 . 連合部会長は、当該部会構成員の互選によって選出する。

4 . 連合部会は、毎年 1 回開催することを原則とし、連合部会長が招集する。ただし、必要があれば連合部会長は、随時召集することができる。

なお、連合部会は、必要に応じ書面による開催とすることができる。

5 . 連合部会長は、連合部会を主宰する。

6 . 連合部会においては、次の事項について審議、討論又は発表する。

- 一 試験研究の企画調整及び相互協力並びに技術指導の強化に関する事項
- 二 当該技術分野の研究開発戦略に関する事項
- 三 当該技術分野の共同研究課題に関する事項
- 四 当該技術分野に共通の技術的課題に関する事項
- 五 連合部会下部組織から提案された事項
- 六 連合部会の運営に関する重要事項
- 七 特に重要な研究開発成果等
- 八 その他、当該技術分野の向上に関する事項

7 . 連合部会の議事は、出席した議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、連合部会長の決するところによる。

8 . 連合部会の事務局は、原則として、各連合部会長の属する機関の産技連担当部署に置く。

(連合部会の下部組織)

第 9 条 連合部会は、その決議をもって、下部組織として幹事会、分科会、研究会及び地方部会を新設又は改廃することができる。また、議員及び議員の属する機関の職員は、連合部会長に届け出ることにより、少人数による研究グループ活動を行うことができる。

2. 連合部会の下部組織は、3年程度ごとにその存続の可否について見直しを行い、産技連組織の合理化に努めるものとする。
3. 分科会、研究会及び地方部会の構成員は、議員及び議員の属する機関の職員のうち、分科会、研究会又は地方部会の構成員登録を希望する者とし、当該下部組織の構成員登録は、当該下部機関の会長に構成員登録希望書を提出することによって行う。分科会、研究会又は地方部会の構成員登録の解除を希望する者は、当該下部機関の会長に構成員登録解除希望書を提出することによって行う。

なお、当該下部組織は、それぞれの決議をもって外部関係者を構成員又はオブザーバーとして参加させることができるものとする。
4. 分科会、研究会及び地方部会の会長は、当該下部組織の構成員の互選によって選出する。
5. 分科会においては、次の事項について審議・討論する。
 - 一 専門事項別の研究開発課題及び技術指導課題に関する事項
 - 二 専門事項別の試験研究の調整及び協力並びに技術指導の強化に関する事項
 - 三 専門事項別の共通の技術的問題に関する事項
 - 四 専門事項別の技術関連情報の交流に関する事項
 - 五 その他、専門事項別の技術の向上に関する事項
6. 研究会においては、分科会の下部組織として、更に特化した技術分野に関する審議・討論を行う。
7. 地方部会においては、次の事項について審議・討論する。
 - 一 地域における研究開発課題及び技術指導課題に関する事項
 - 二 地域における技術関連情報の交流に関する事項
 - 三 その他、地域の産業技術の向上に必要な事項
8. 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、当該下部組織の会長の決するところによる。
9. 研究グループにおいては、専門技術等の個別課題に関する検討を行う。

なお、研究グループ活動には、必要に応じ外部関係者を参加させることができるものとする。

(地域産業技術連携推進会議)

第10条 産技連に地域における技術の向上を図るため、次の地域産業技術連携推進会議を置く。

- 一 北海道地域産業技術連携推進会議
- 二 東北地域産業技術連携推進会議
- 三 関東甲信越静地域産業技術連携推進会議
- 四 東海北陸地域産業技術連携推進会議
- 五 近畿地域産業技術連携推進会議
- 六 中国地域産業技術連携推進会議
- 七 四国地域産業技術連携推進会議
- 八 九州・沖縄地域産業技術連携推進会議

2. 地域産技連の構成員は、議員のうち、当該地域の議員であって、地域産技連構成員登録を希望する者とし、地域産技連構成員登録は、当該地域産技連の議長（以下、「地域産技連議長」という。）に構成員登録希望書を提出することによって行う。

地域産技連構成員登録の解除を希望する者は、地域産技連議長に構成員登録解除希望書を提出することによって行う。

なお、地域産技連は、当該構成員の属する機関及び他の議員の属する機関の職員、並びに外部関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

3. 地域産技連議長は、当該地域に存在する経済産業局の局長とする。

4. 地域産技連は、毎年1～2回程度開催することを原則とし、地域産技連議長が招集する。ただし、必要があれば地域産技連議長は、随時召集することができる。

なお、地域産技連は、必要に応じ書面による開催とすることができる。

5. 地域産技連議長は、地域産技連を主宰する。

6. 地域産技連においては、次の事項について審議、討論又は発表する。

- 一 地域の研究開発戦略の検討と実施に関する事項
- 二 地域の共通的問題点の検討とその対応に関する事項
- 三 技術交流及び研究情報の交換に関する事項
- 四 連合部会の地方部会との連携に関する事項
- 五 地域産技連運営に関する重要事項
- 六 その他、地域における技術の向上に関する事項

7. 地域産技連の議事は、出席した議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、地域産技連議長の決するところによる。

8. 地域産技連は、必要に応じ幹事会等の下部組織を置くことができる。

9. 地域産技連の事務局は、当該地域産技連議長の属する機関の産技連担当部署に置く。

（企画調整委員会）

第11条 企画調整委員会は、産技連の運営を円滑に行うため、次の事項の企画・調整を行う。

- 一 産技連の運営に関する基本的事項の事前検討
- 二 産技連各組織にまたがる共通的問題点の検討
- 三 産技連総会決議事項とすべき重要事項の事前検討
- 四 その他、産技連の運営に関する事項

2. 企画調整委員会の構成員は、経済産業省産業技術環境局技術振興課長、同経済産業政策局地域技術課長、中小企業庁経営支援部技術課長、各地域産技連事務局担当課長、各連合部会事務局長、若干の公設試所長及び地方自治体知事部局工業担当課長とする。

なお、企画調整委員会は、当該構成員の属する機関及び他の議員の属する機関の職員並びに外部関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

3. 企画調整委員長は、産技連議長が指名する。

4. 企画調整委員会は、必要の都度開催するものとし、企画調整委員長が招集する。

なお、企画調整委員会は必要に応じ書面による開催とすることができる。

5. 企画調整委員会長は、企画調整委員会を主宰する。
6. 企画調整委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、企画調整委員会長の決するところによる。
7. 企画調整委員会の事務局は、経済産業省産業技術環境局技術振興課、同経済産業政策局地域技術課、中小企業庁経営支援部技術課に置く。

(部 会)

第 1 2 条 産技連各組織の構成員からの要請があった場合、第 3 条の規定に基づき、企画調整委員会の決議を経て、産技連総会の下部組織として部会を置くことができる。

2. 部会は、産技連各組織に共通する課題や緊急性を有する課題について検討するものとする。
3. 部会の構成員は、議員及び議員の所属する機関の職員のうち、当該部会構成員として登録を希望する者とし、部会長に構成員登録希望書を提出することによって行う。ただし、部会設置時の構成員登録希望書は、当該部会設置発起人に提出するものとする。部会の構成員登録の解除を希望する者は、部会長に構成員登録解除希望書を提出することによって行う。

なお、部会は、その決議をもって外部関係者を構成員又はオブザーバーとして参加させることができるものとする。

4. 部会長は、当該部会構成員の互選によって選出する。
5. 部会は必要の都度開催し、部会長が召集する。
6. 部会長は、部会を主宰する。

(産技連構成員名簿の作成)

第 1 3 条 産技連各組織の長は、毎年 1 回、自己の組織の構成員名簿を作成し、産技連ホームページに掲載するものとする。

(産技連活動の情報発信)

第 1 4 条 産技連各組織の構成員は、産技連ホームページ等の活用によって、産技連の活動状況及び活動成果の对外情報発信に努めるものとする。

(経過措置)

- 第 1 5 条 この改正運営規程施行前に工技連議員及び工技連各組織構成員となっている者は、第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項及び第 1 0 条第 2 項の規定に係わらず、運営規程改正後も議員及び構成員の地位を継続するものとする。
2. この改正運営規程施行前に設置されている連合部会の下部組織は、第 9 条第 1 項の規定に係わらず、下部組織として存続するものとする。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

